

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 近代日本の高等教育機関における「国学」と「神道」

|       |                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2023-02-06<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 藤田, 大誠<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.57529/00001225">https://doi.org/10.57529/00001225</a>                       |

# 近代日本の高等教育機関における「国学」と「神道」

藤田 大誠

## 【キーワード】

東京帝国大学 京都帝国大学 國學院大學 国学 神道

### 一 はじめに―教育史、学問史、宗教史の交差点―

教育社会学・高等教育論の第一人者である天野郁夫は、「近代日本の教育と伝統文化」をテーマとする公開シンポジウムの基調講演「伝統と近代―明治期日本の高等教育―」の中で、「日本の高等教育の歴史は、ヨーロッパをモデルにしながら、こうした、それとは異なる構造のもとに発足するわけですが、そこでは日本の伝統的な学問は、少なくとも発足当時は占めるべき場所を持っていなかったと言っている。日本の伝統的な学問という、漢学、あるいは儒学、それに国学・皇学、それから仏学といいますが、仏教学ということになりますが、こうした学問は出発時の日本の高等教育、特に大学の中に占める位置を与えられていませんでした。」<sup>①</sup>と述べ、近代日本の高等教育機関において伝統的学問の占める位置付けの問題に言及してゐる。

同講演で天野は、近代日本における帝国大学や高等師範学校・文理科大学をはじめ、官立大学・専門学校、さらには旧制高等学校など、官立セクターの高等教育機関では、西欧型の教育課程を重視する一方、文系の学部・学科の占める位置は少なく、

とりわけ日本の伝統的学問（日本の「古典学」としての国学・漢学〔儒学〕・仏教学など）の部分は極めて乏しかったこと、一方、私立セクターの高等教育機関においても、早くから文学科を置いてゐた「総合系」の慶應義塾や早稲田、「文学系」かつ「日本主義」的な國學院や哲学館（現・東洋大学）、「仏教系」の龍谷、大谷、立正、駒澤、大正、高野山、「女子系」の日本女子、帝国女子（現・相模女子大学）といった旧制の専門学校、大学などにしか、かかる伝統的学問を教授する文系の学部・学科が無かったことを指摘した。その上で、①「高等教育における欧化主義と日本主義の問題」、②「日本における古典学の教育とは一体何なのか、さらに言えば日本的教養とは何なのか」という問題、③「仏教を含めて宗教と教育の関係の問題」を考へる必要があるのではないかと、「これからの研究課題」を挙げている。

かかる研究課題は、天野の専攻する教育社会学（特に高等教育の歴史社会学、教育社会史）のアプローチもさることながら、むしろ歴史に係はる他の隣接する研究分野である日本教育史・高等教育史（大学史）、日本思想史・学問史（学史）、日本宗教

史・神道史などの各分野がそれぞれ交錯する〈交差点〉として近代日本の高等教育機関（制度）を捉へ、各々が研究対象とすることも十分に可能な、実に魅力的な問題設定といへよう。

その点で、この天野が講演した公開シンポジウム「近代日本の教育と伝統文化」自体が、〈教育史〉と〈学問史〉と〈宗教史〉の三者に係はる学際的な検討の場であつたといへる。即ちこれは、高等教育機関といふ「制度」の歴史的展開といふ問題のみならず、当該シンポジウムでコメントした日本教育史学の高橋陽一が指摘したやうに、官私両セクターにおける日本の伝統的な「教養」に関する「担ひ手」の問題といふ視座を組み込むならば、近代日本の高等教育機関における日本の伝統文化（宗教）や伝統的学問を基盤とする日本の伝統的「教養」（日本的教養）の形成と展開を検討対象とする、「文化史」<sup>④</sup>と「社会史」<sup>⑤</sup>を架橋した、より精緻かつ総合的学際的な研究領域の形成に繋がる可能性を秘めた研究課題になり得るものと考へられる。

かかる視座の研究を進めるに当たり、参考になる先行業績としては、近代日本における大学制度の変遷を踏まへつつ、帝国大学や宗教系私学における「仏教学」や「宗教学」、或いは「宗教系大学（宗門大学）」そのものの在り方について宗教学・宗教史の観点から検討した、林淳の一連の論文が挙げられる。<sup>⑥</sup>これらは、学問史と高等教育史が交差する部分を捉へた興味深い論考であり、「神道系大学」の國學院や神宮皇學館にも言及してゐる。しかし、あくまでも近代の仏教学や宗教学の基盤となる「哲学」系学問の系譜を主に論じてゐるため、近世以来「国学」系学問の系譜において研究が深められてきた「神道」に係はる学問の流れについては、やや唐突に接続されてゐる印象を

受ける。そもそも明治十二年には、東京大学文学部講師の原坦山による「仏書講義」が和漢文学科で行はれてゐたやうに、当初はいはば「国学」「漢学」の系統になる日本の伝統的学問としての「和漢学」セクションの中に「仏教」を対象とする学問が位置付けられてゐたが（和漢文学科は一種の「国学科」として設置された文学部附属古典講習科の母体）、同十四年には、「史学、哲学及政治学科」から独立した「哲学科」に「印度及支那哲学」が移され、翌年には「哲学」を「西洋哲学」と二分した「東洋哲学」において講じられるやうになつて、結局「仏教学」は大正六年に「印度哲学」の名で講座を得ることになるため、基本的には「哲学」系学問の中に位置付けられてきたのである。<sup>⑦</sup>

この林の諸論考をはじめ、近代日本の高等教育における「宗教」や「仏教学」の問題についての検討は、近年急速に進められつつある。また、その背景の一つには、近代日本における「教育」と「宗教」の交錯地点を検討する研究が、日本近代史をはじめ、日本教育史・日本宗教史・日本思想史などの多様な分野から、活潑に行はれるやうになつてきたことがある。<sup>⑧</sup>これらの論考は、「宗教」や「仏教」、「教育」、「教化」など、今日から見れば、あたかも所与のものであるかの如く使用されてゐる概念が、実は近代日本において次第に構築、形成されて来た複雑な過程と相互の關係性を十分に念頭に置きつつ、具体的な史料をもとに考察を加へてゐる労作が多いといへよう。

しかし、かかる諸研究においても、「宗教」、「仏教」、「教育」、「教化」などの概念と密接であるはずの「神道」の位置付けについては、先述の林淳の諸論考の如く、「木に竹を接いだ」記述になりがちであり、その取り扱ひに甚だ苦慮してゐる節が見られ

る。無論それには、林はじめ各論者が、近代日本に複雑な経緯を辿つて形成された「神社非宗教論」に基づく「国家神道」の問題を的確に認識してゐるからこそ、「宗教」の逸脱として「神道（神社神道）」を捉へざるを得ないといふ理由がある。

それ故、筆者は、近代日本の高等教育機関といふ研究対象に対し、「教育史」と「宗教史」に加へ「学問史」の観点を導入する場合、専門分科された近代学術の形成過程のみならず、新たに近世以来の日本における伝統的な総合学問であり、「神道」研究を基軸とする「国学」の観点を踏まへて検討するならば、より広い視野や枠組を獲得出来るのではないかと考へてゐる。

しかし従前、日本の高等教育史研究において、日本の伝統文化全般に係はる総合的学問（学知）としての「国学」（皇学、和学）、或いはその中核を占めるとされる（日本の基層信仰）としての「神道」を対象とする講座や講義の位置付けが詳しく検討されることは少なかった。例へば、明治初年における東京大学の前史としての皇学所・大学校問題、明治十五年に設置された「国学科」である東京大学文学部（帝国大学文科大学）附属古典講習科、大正九年に設置の東京帝国大学「神道講座」（同十二年「神道研究室」）に関する史的研究の他、東京・京都の両帝国大学、國學院（國學院大學）や神宮皇學館（神宮皇學館大學）に関する校史編纂物・研究などが多少あるに過ぎない。

ここでいふ近代日本の「高等教育機関」は、大学、旧制専門学校（実業専門学校を含む）、大学予科、旧制高等学校、高等師範学校、女子高等師範学校などを指すが、本稿では、主に「大学」制度が確立していく明治後期から大正期、昭和初年までの東京と京都の両帝国大学、そして私学の國學院大學などを対象

として、「国学」と「神道」の取り扱ひの変遷を辿ることによつてそれぞれの特色を窺ふことで、近代日本の高等教育機関における「国学」と「神道」の位置付けを検討したいと考へる。

## 二 明治期の高等教育機関における「国学」と「神道」

明治期の高等教育機関における「国学」と「神道」の取り扱ひについては、すでに拙著『近代国学の研究』（弘文堂、平成十九年）で詳細に検討したことがあるため、ここでは註記しない限り同書に拠つて、簡単に確認するに留めて置きたい。

まづ明治初年には、維新政府によつて、「本教学」を設けた京都の皇学所（並びに漢学所も設置）、「神典国典ヲ以基本トシ漢籍ヲ以羽翼」とした仮大学校（京都学校）、「神典国典ニ依テ国体ヲ弁ヘ兼而漢籍ヲ講明シ実学実用ヲ成ヲ以テ要トス」を眼目とした東京の大学校（本校）の成立と廃止があつた。即ち、これらは、東京大学の前史と位置付けられる営みであつたといへ、維新当初は聊かなりとも学問の中核とされる可能性を有してゐた伝統的学問の国学と漢学が抗争し双方が停滞する中で洋学が独り勝ちした形となり、結局、明治十年成立の東京大学は、幕末以来の洋学教育機関（蕃書調書—大学南校—開成学校、種痘所—大学東校—医学校）が直接的基盤となつたのである。

また、維新以降、明治政府は「祭政一致国家」樹立を志向したが、幕末以来それに向けて活動を続けてきた国学者・神道家たちは、その実現に向けて邁進し「神祇官設立運動」（神祇特別官衙設置運動）を展開する。しかし、次第に欧米の様子を見学した政府首脳や真宗僧らによる「信教の自由」及び「政教分離」

論の高まりにより、「国家」と「宗教」との切り離しが必須となつた。そして明治十四年、神道家・国学者陣営内の神学論争（伊勢派と出雲派の争ひ）である「祭神論争」の反省に基づき、翌十五年には、「祭教学分離」（祭祀〔神社〕と宗教〔教義〕と学事〔国学〕の分離）によつて、神社神道（神社祭祀）、教派神道の成立、そして井上頼国や松野勇雄といふ平田派系の出自を有する国学者たちが中軸ではあつたものの実際には「非宗教的」な学問として成立した、「近代国学」を体现する研究・教育機関として皇典講究所、さらには神宮皇學館の創立があつた。<sup>(15)</sup>

一方、同十五年には、明治初年の大学校や明治十年以降、東京大学に勤めてゐた国学者らの営みの延長線上にあつて、「考証派」国学者の小中村清矩がそのカリキュラム構築に力を尽くし、東京大学文学部附属古典講習科（古典科）が設置された。

この「一種の国学科」として設けられた古典科は、①国史、②法制史、③国語国文の講究を中軸とする、近代日本国家に実際に寄与するための「実用」的学問として国学を設定する「近代的国学構想」が具現化されたものだが、平田派の主流国学者たちに代表されるやうな、「幽冥論」などに係はる「古道学」「神学」的色彩、即ち「宗教性」は前景化してゐない。<sup>(16)</sup>この構想は、同科廃止後も、国学研究教育機関の私学・皇典講究所を母体として同二十三年に設置された、「専国史・国文・国法ヲ攻究」する國學院（後の國學院大學）にその人的財産も含め引き継がれていく（帝国大学系国学と皇典講究所系国学の合流）。

なほ、東京大学は明治十九年三月に「帝国大学」となるが、同二十二年六月に帝国大学文科大学内の「和文学科」が「国文学科」となり、「国史科」が新設された（制度的細分化）。即ち、

帝国大学（明治三十年に「東京帝国大学」）においては、総合的学問「国学」から分科するかのやうに近代学術の成立が進行したのである。但し、同二十六年九月に帝国大学文科大学で「講座制」が採用された時点においても、すでに国文学科と国史科に区別されてゐたものにも拘らず、「国語・国文学・国史」と一括された名称の講座として捉へられ（同三十四年に「国史」講座は独立）、当時、四講座の担任は水戸学系の栗田寛、漢学系の星野恆、国学系の黒川真頼・物集高見の四教授で、当時これらがある程度未分科（未分化）であつたことを示してゐる。<sup>(15)</sup>

また、近代日本に成立した人文・社会科学系諸学問について、〈基盤〉としての「近代国学」といふ視座から捉へ直すならば、明治後期（明治二十年代後半から三十年代以降）における「近代国学」（国史・国文・国法）の「分化（分科）／再統合」によつて、「国学」系学問と、ある意味では我が国においてより〈伝統的〉とされてきた「漢学」系学問、さらには意識的に輸入された西洋諸学問との拮抗と連携、さらには「共鳴」といふ多様な営みのアマalgam（合金）として形成された、近代日本における人文・社会科学諸学問の成立過程が浮き彫りになる。

つまり、主に帝国大学を舞台として、「近代国学」からの分化（分科）の一面を持つ近代的人文・社会系諸学（国文学、国語学、国史学、日本法制史など）の形成がなされるのである。具体的な「国学」細分化のキーパーソンに即して述べれば、明治二十二年に帝国大学文科大学和文学科を改称した国文学科に入学し、同二十五年以降、大学院研究科で小中村清矩に指導を受けた芳賀矢一による「日本文献学としての国学」の主張と密接な「国文学」の形成、和文学科卒業の上田萬年による「国語

学」の形成、同じく和文学科を卒業し、大学院で小中村を指導教授とした三上参次と「国史学」形成との係はり、さらには、東京大学法学部出身で小中村ら国学者たちの薫陶を受けた宮崎道三郎や、帝国大学の国史科選科出身で国学的な資料編纂事業の一環として継続されてきた「法制類聚編纂掛」に従事してきた三浦周行による「日本法制史」の形成などが挙げられよう。<sup>(19)</sup>

とりわけ、「日本法制史」の形成過程は、明治三十年創立の京都帝国大学における「国学」の捉へ方についても示唆を与へてくれる。京都帝国大学は、同三十二年に法科大学を開設するが、講座設置以前の科目「法制史」(明治三十六年—四十年)、さらには「法制史」講座(明治四十年—大正四年)は、国学者の池邊義象(古典講習科出身、小中村清矩養子の時期あり)が講師として嘱託され、草創期における京都帝国大学の法制史を担つてゐた(これ以後、京都帝国大学文科大学教授の三浦周行が担当し、東京帝国大学の「法科派」に対する「文科派」法制史を確立する<sup>(20)</sup>)。

ただ、実は池邊は「法制史」担当を志向してゐたのではなく、あくまでも「我文学の研究及教育に従事」<sup>(21)</sup>したかつたのである。京都帝国大学で文科大学が実際に開設されたのは同三十九年九月であつたため<sup>(22)</sup>、同年三月、池邊は木下広次総長に「十年来の宿願」としての「国文学の講座」担任を希望し、さらには同四十年四月にも「本年より文科の一講座担任」として欲しい旨の依頼を改めて申し出てゐる<sup>(23)</sup>。しかしながら結局、同四十一年五月に設けられた「国語学国文学」講座は、文学科の授業が開始された同年九月、国文学専攻には「文芸作家」中より幸田成行(露伴)が選ばれて教授待遇の講師に任ぜられ、「異色ある

講義を試みたが一年にして去り」、次いで同四十二年十一月には藤井乙男が教授となり、主に近世文学史を講じることとなつたため、池邊の「宿願」は達せられなかつたのである。彼の「国文学」の面が文科大学で受け入れられず、他方、彼の「日本法制史」の面に関しても法科大学において「講師」からの昇格が許されなかつたといふことは、池邊の経歴やその学問が持つ「近代国学」の性格が、京都帝国大学アカデミズムには極く部分的にしか許容されなかつたと言はざるを得ない。

### 三 「国費ヲ以テ國學院ヲ保護スルノ建議案」の挫折

両帝国大学における「近代国学」の「分化(分科)／再統合」過程による近代的学問の形成は、「国学」の部分的継承とともに、その総合性を解体するものでもあつた。しかしそれでもなほ、國學院においては、総合的学問としての「国学」を保持し続けてゐたのであり、外部からの一定の評価もそこにあつた。

ここで、すでに國學院大學の校史において詳しく紹介されてゐる事柄ではあるが、明治三十年前後における國學院国庫補助の建議を巡る問題について触れておきたいと考へる。<sup>(24)</sup> まづは、明治二十九年、第九回帝國議会の貴衆兩院で提出された「国費ヲ以テ國學院ヲ保護スルノ建議案」を紹介したい。

三月七日、衆議院では、「本邦ノ国学ハ大凡歴史法令国語ノ三科ニ分カレ法令ハ歴史ト關係スル所最モ深シ」といふ認識のもと、「蓋シ国学ノ保存發達ヲ図ル専門ノ教科ヲ須ツハ固ヨリ論ナシ而シテ全国学校中専門ノ教科ヲ置キ規模体制ノ稍々觀ルヘキモノハ独リ國學院アルノミ然ルニ其ノ現状タル此ノ如シ捨

テ、之ヲ顧ミス其ノ衰頹スル所ニ委スルハ国学ノ保存發達上決シテ得策ニ非ス固有ノ歴史ヲ保存シ固有ノ国語ヲ發達スルハ国家ノ義務タルトキハ宜シク適當ノ保護ヲ与ヘテ其ノ擴張ヲ図ラサルヘカラス」と建議され（山田泰造提出）、議決された。<sup>(26)</sup>

また、貴族院では、「国学ハ国家教育ノ淵源ニシテ其ノ保存ヲ図ルハ実ニ国家ノ義務ナリ然ルニ今之ヲ専攻スルハ天下唯一ノ皇典講究所ノ國學院アルノミ而シテ該院ハ目下其ノ資力ニ乏シキヲ訴フ茲ニ年々金壹万円ヲ補給セハ稍々其ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘシト云フ宜シク国費ヲ以テ之カ保護ヲナスヘキナリ因テ茲ニ建議ス」と記された建議案が、子爵平松時厚と男爵玉松眞幸が發議者、子爵長谷信篤外三十一名が賛成者となつて三月二十三日付で提出され、同月二十六日の本会議では、玉松より「此国学ト申シマスルモノハ国家ノ腦髓ヲ造ル所ノ學術」云々といふ弁明もなされ、こちらも難無く議決に至つた。<sup>(27)</sup>

衆議院議長の本正隆と貴族院議長の本須賀茂韶から建議を回付された伊藤博文首相は、西園寺公望文相に照会の上、同年七月二十五日には、「別紙貴族院衆議院建議國學院保護ノ件ヲ審査スルニ真ノ要旨ハ國學院ハ故有栖川親王殿下ノ創立セラレタルモノニテ帝室ノ恩賜金ト有志者ノ寄附金トヲ以テ維持シ来リタルモ恩賜金ノ年限既ニ尽キ資力微弱ニシテ維持ニ困シムニ至ル而テ國學院保護ノ必要タル元來本邦法令教育ヲ始メトシ美術等ニ至ルマテ最モ關係少ナカラサルモ今日ニ在テハ国学専門ノ生徒ヲ養成スルノ所ナク唯リ皇典講究所ノ國學院アルノミ依テ国費ヲ以テ之ヲ保護セント云フニ在リ文部大臣ニ於テモ斯学ノ忽諸ニ付スヘカラサルヲ認メ既ニ帝國大学文科大学ニ国史科国文学科博言学科等ノ設ケアリテ之カ學術ヲ教授シ又ハ大学院

ニ於テモ其蘊奥ヲ攻究セシメ居ルカ故ニ目下特ニ之ヲ保護スル必要ナキノ意見ナレハ建議ノ趣旨採用不相成方ニ閣議決定相成可然ト認ム」と決した。<sup>(28)</sup> 実は同年六月、皇典講究所長に就任したばかりの佐佐木高行は、これらの建議を具体化すべく、政界官界に対し、内務省ルートで積極的な働きかけを行ひ、同年十二月には、九月に首相となつた松方正義にも直談判に及ぶのであるが、すでに七月には閣議決定がなされてゐたのである。<sup>(29)</sup>

つまりは、貴族院建議の理由書に「現今ニ至リテハ官公私立ノ各学校国文科ヲ以テ普通学科ノ首ニ置キ以テ国語ノ普及ヲ務ムト雖トモ未タ十分ノ發達ヲ得ス又歴史法制ノ如キハ殊ニ世ノ之ヲ視ルコト尚甚タ重カラス」とあつたやうに、議會人たちはあくまでも国語・国文・国史・法制を含んだ総合的な「国学」教育機関の充實を望んでゐたのであるが、当時の政府要路には、総合的な「国学」に対する理解は全く無かつたのである。

これ以後も、佐佐木所長の主導で代議士への働き掛けなどの運動が展開され、明治三十年二月末には、落合直文の發議により、國學院講師である「国学者」たちが連署して「國學院擴張ニ付建議案」を各大臣に提出した。<sup>(30)</sup> ここでも国史・国文・国法を攻究する場としての國學院の意義を強調してゐる。

そして、衆議院では、同三十年二月二十四日や同三十二年三月二日にも「國學院補助ニ関スル建議案」が議決される。<sup>(31)</sup>

また、貴族院においても、同三十二年二月二十五日に「国費ヲ以テ國學院ヲ保護スルノ建議案」が提出されたが、三月二日の本会議で菊池大麓が「此国学ト申スノハドウ云フコトノ學問ヲ御指シニナルノデアリマスカ」といふ根本的な問ひを投げ掛け、さらに「大概国学ハ即チ国史、国文、我邦ノ法制等ノコト

ヲ論ズル学科デアラウト考ヘマスルガ左様致シマスルト東京帝國大学ノ文科大学ニハ特別ニ国文学科ト云フモノガアリマスルシ、又国史科ト云フモノモアリマシテ此等ノコトヲ専攻シテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ此案ノ中ニハ今之ヲ専攻スルノ学校ハ唯リ皇典講究所ノ國學院ノミデアルト云フコトハ是ハ事実ニ相違シテ居ルコト、考ヘマス」と述べて委員付託の動議を提出し、久保田譲や伊澤修二が賛成した。<sup>(33)</sup>そして翌日には建議の発議者である子爵長岡護美や男爵玉松眞幸までも委員付託に賛成したためにそのことが可決され、その特別委員に長岡(委員長)、玉松、菊池、伊澤、久保田の他、子爵平松時厚(副委員長)、男爵紀俊秀、中島永元、阪口平兵衛がなつたことまでは判るが、その後の展開は不明で、この建議が可決された形跡は無い。<sup>(34)</sup>

菊池の言は、先の政府の見解と同様で、「国学」の総合性に対する認識を欠いたものといへるが、当の建議者(議員)たちでさへ、結局自身の意見を押し通せなかつたことは、彼ら自身も実際のところ國學院における「国学」の積極的な意義をどこまで認識してゐたのかは疑はしい。

ただ、それでも國學院は、明治三十九年に出版された各私立学校を評論する書籍において、「国語、漢文を修むる、亦其校舍に乏しからずと雖も、国語、国文、国史を主として内容、形式共に十全し、更に大学部を有するものに至りては、僅かに國學院あるのみ。即ち國學院は、日本の私学界に一個なかるべからざる専門学校なり。」(圈点除く、以下同じ)と評価され、また、「即ち知る本院は純乎たる国粹主義の結晶にして、又其校堂が古色蒼然たるのみならず、本院の主として教ふる學術が既に古色蒼然たるなり。本院は確に学界に一異色を存するものと謂ふ

べし。」と認識されてをり、良くも悪くも國學院は、「近代国学」を体现する殆ど唯一の高等教育機関であつたのである。<sup>(35)</sup>

なほ、当の「私立國學院大學」では、明治四十年に、道德・神道・国史学・国文学・国語学・歌学の各界についての過去四十年間における概観を『國學院雜誌』上において國學院出身者らが連載し、さらにそれらを纏め、『明治國學概観』なる書を作成することを計画した。<sup>(36)</sup>このことから、当時の國學院における「明治国学」の認識、つまりは総合的学問としての「国学」も窺へるが、結局同書は刊行されず「幻の書」となつたのである。<sup>(37)</sup>

#### 四 官私の高等教育機関における「国学」系学問の布置

明治・大正期の高等教育機関(官私の大学・専門学校)における「文学」(人文科学)系学問・教育の社会的布置を検討した橋本鉉市は、「(…前略…)曲がりなりにも総合的な「文学」教育を行い、明治二〇年代からコンスタントに輩出していたのは、早稲田大学、哲学館、國學院の三校程度に過ぎなかつたのである。しかも私立セクターでの最大の人文科学の拠点であつた早稲田の文科ですら、社会科学系学科(政治・経済・法学・商科)と比べれば、その比重は限られたものでしなかつたのである。／以上のように、わが国の近代化の過程においては、明治・大正期(大正七年の大学令まで)においては、「文学」教育は、官立では帝大の文科大学、私立専門学校ではごく限られた教校にしか設置されていなかったのである。(…中略…)ここで、重要なのは、帝大が哲学・史学・文学という人文科学をすべてカバーし、それぞれの専門分野での研究者養成をその目的とし

ていたのに対し、私立セクターでは早稲田が文学、哲学館は哲学、國學院は国学というように、明確にそれぞれの専門分野と教育目的を打ち出すことによって、非実学的な人文学を志す青年層という狭い市場において、相互に「棲み分け」を行っていたという点である。また、私立セクターの場合、中等教員の養成は、無試験検定認可によって学生を集めるという点で、その経営に深く関わるものとなったから、教育目的であると同時に、学校経営の要でもあった。<sup>(38)</sup>／は改行を示す」と述べてゐる。

東京専門学校（明治三十五年に「早稲田大学」と改称、大正九年大学令大学に昇格）・哲学館（明治三十六年に「私立哲学館大学」、同三十九年に「私立東洋大学」と改称、昭和三年大学令大学に昇格）・國學院（明治三十九年に「私立國學院大學」と改称、大正九年大学令大学に昇格）の三校は、明治三十二年四月五日の文部省令第二五号「公立私立学校・外国大学卒業生ノ教員免許ノ件」により私学を含む許可学校方式の無試験検定制（師範学校・中学校・高等女学校のいづれかの卒業証書を有し、文部大臣の許可を受けた公私立学校に三学年以上在学して特定の学科目を履修した者が無試験で中等教員免許の検定を受けることができる制度）が成立した際、逸早く許可学校となった、私学における中等教員養成のパイオニアであつた。<sup>(39)</sup>

実際、昭和十五年までの國學院大學の卒業生進路を記した記録には、「卒業生総数七千有余名中の大多数は教員にして、大学専門学校教授を初め、全国各中等学校に奉職するもの二千三百余名に及ぶ。其中校長は四十余名。次は神官神職にして神宮を初め全国各神社に奉仕するもの一千七百六十余名に達する。官国幣社二百七社宮司中本学卒業者は百余名。文学博士

の学位を授与せられたもの十名を算する。会社商店員三百余名。官公吏二百余名。其他著述、新聞雑誌の編輯等操觚の業に携はるもの、地方青年指導の任に当るもの等多く、近時、大陸方面に進出するもの亦尠くない。孰れも建学の精神に則り、修得したる学殖と一種独自の気概とを以て各方面に活躍しつゝある。」<sup>(40)</sup>とあり、近代の國學院大學は、神職よりも遙かに多数の教員を輩出してゐたことが判る。<sup>(41)</sup>これは、国文学者の阿部秋生が「近代国学として重要なことは、近代の初・中等教育の中で、国学の復古的・国粹的古典觀・歴史觀が国民一般の間に普及浸透した<sup>(42)</sup>こと」と指摘した点に大きく係はるものといへる。加へて、先述した国学的高等教育機関としての東京大学（帝国大学）文学部附属古典講習科（古典科）や本科（和文学科→国文学科）、そして私立の国学的研究・教育機関としての皇典講究所における、それぞれの教員・出身者が合流して形成された國學院を軸に据ゑて他校への「国学者」の人材供給といふ観点に注目するならば、これまで殆ど顧みられて来なかつた近代日本の高等教育機関における「国学」の役割が浮かび上がつて来よう。

明治二十年創立の哲学館では当初、哲学諸科を学ぶ正科以外に副科として「儒学」「仏学」「国学」及び「英語（もしくは独逸語）」が設けられてゐたが、そのうち「国学」に関しては、創立時には国学者の松本愛重（古典科卒業生、『古事類苑』編輯に従事し、後に神宮皇學館講師、学習院教授、國學院大學教授を歴任）が講師を担当した。<sup>(43)</sup>東洋大学の年史に拠れば、松本の受持学科は「日本神学及史学」となつてをり、その他、同時期には「日本文学」を関根正直（古典科卒業生、学習院教授、國學院講師、東京女子高等師範学校講師、東京帝国大学講師などを歴任）、「日

「本学」の臨時講師として、萩野由之（古典科卒業生、國學院講師、高等師範学校兼女子高等師範学校教授、東京帝国大学教授などを歴任）・黒川真頼（東京大学講師、國學院講師、東京帝国大学教授などを歴任）・小中村清矩（東京大学（帝国大学）教授、皇典講究所教授、國學院講師などを歴任）が務め、さらに明治後期にも、「国語」を平田盛胤（古典科卒業、神田神社社司、東京皇典講究分所長などを歴任）や下田義照（神宮権禰宜、神宮皇學館教授、宮内省掌典、國學院大學教授などを歴任）が担当してをり、少なくとも明治期には、明確に国学者が講義を受け持つてゐたことが判る<sup>44</sup>。

続いて、明治二十三年九月、東京専門学校に設置された「文学科」（同二十五年に「文学部」と皇典講究所・國學院との人的相互関係を見てみよう。同校講師の坪内雄蔵（逍遙）を中心に創設された文学科は、「文芸科」を主眼とする「創作・批評・研究などの自己欲求に根ざしたもの」で、「和・漢・洋三文学」の兼修、調和を図るために新設した特色あるものだったが、当初から畠山健（皇典講究所の「第一号」卒業生、同所講師、國學院講師、高等師範学校教授、國學院大學教授などを歴任）や落合直文（古典科中退、皇典講究所講師、國學院講師などを歴任）、三上参次（帝国大学文科大学和文学科卒業、國學院講師、帝国大学（東京帝国大学）教授などを歴任）、関根正直といふ皇典講究所・國學院関係者が講義を担当してゐたのである。<sup>45</sup>

明治二十四年十一月・十二月分の学科目と講師を列挙すると、「作歌」（畠山健）、「近松院本」（饗庭篁村）、「古今集」（落合直文）、「文集」（高橋五郎）、「英文学史」（坪内雄蔵）、「論語」（三島中洲）、「史記」（信夫恕軒）、「作詩」（森槐南）、「和文学史」（関根正直）

となつてをり、明治二十五年には、国学系のみ挙げれば、関根が「和文学史」「古文」、畠山が「古今集」「文法」「古文」「万葉集」、三上が「徳川時代史」を受け持つてゐる<sup>46</sup>。

また、東京専門学校が発行した『早稲田文学』第一号（明治二十四年十月二十日発兌）には、釈義として「莊子」（三島中洲）、「万葉集」（畠山健）、講述として「徳川時代に於ける文学の現象」（関根正直）、「論理学」（大西祝）、標註として「果林子院本評釈」（丹波与作）（饗庭篁村）、「シエークスピア脚本標註（諸言）」（坪内逍遙）、時文評論が掲載されてゐるが、浅見淵は、「以上の目次を見ると、第一次『早稲田文学』の予備知識を持ち合わせぬ人びとは、昔だといえその陳腐さに啞然とするだろう。

事実、最初は文学講義録を出すべく計画されていたのである。即ち、第一号の出るひと月前の九月に、文学科が創設されたが、これを契機に、この宣伝と金儲けを兼ねて校外教育を思い立って計画されたものらしいのだ。」云々と述べてをり、その評価は芳しくない<sup>47</sup>。確かにこの目次を見れば、『好古雑誌』、『洋々社談』、『史学協会雑誌』、『大八洲学会雑誌』、『東洋学会雑誌』、『如蘭社話』、『国文』、『明治会叢誌』、『会通雑誌』、さらには皇典講究所関係者が刊行してゐた『日本文学』、『国文学』、『皇典講究所講演』など、当時の国学関係研究雑誌の延長線上にあるかのやうな印象を受けなくもないが、そこに陳腐さのみを読み取つてしまふのは残念である。輸入学問としての英文学や論理学が、伝統的学問としての国学・漢学とともに研究発信されてゐる姿には、また別の意義を見出すことが可能であらう。

先の国学者のうち、特に畠山健は明治三十二年以降も講義を受け持つてをり、その講述は、『万葉集釈義』（東京専門学校蔵版、

東京専門学校文学科第二回二年級講義録」などの講義録に纏められてゐる。また、畠山は、東京文学院でも講じてゐたやうであり、『日本文法』（東京文学院、東京文学院第一年級講義録、明治二十七年）といふ講義録も存する。

因みに、明治三十年代以降、東京大学（帝国大学）教授や高等師範学校教授などを務めた国学者の木村正辞（國學院講師も務めた）も万葉集を講じてをり、『万葉集講義総釈』（東京専門学校文学教育科第一回第一年級講義録）をはじめ、明治三十五（三十八）年に契沖『万葉集目錄代匠記』を、明治三十七年に『万葉集訓義弁証』、『万葉集字音弁証』、『万葉集文字弁証』、『万葉集総釈』を早稲田大学出版部から出してゐる。また同年に木村正辞述『万葉山常百首講義』（早稲田大学卅七年度文学教育科第二学年講義録）を、明治四十年に『万葉山常百首講義』（早稲田大学三十九年度文学教育科第一学年講義録）を出版してゐる。

このやうに、哲学館や東京専門学校文学科においても、こと「国学」系学問に関しては、皇典講究所・國學院関係者を中心に人材供給がなされてゐたが、一方では東京専門学校から國學院へ対しての人材供給も行はれてをり、相互交流が図られてゐた。『國學院雜誌』創刊号（明治二十七年十一月二十五日発行）を見ると、『早稲田文学』の広告が一頁掲載されてをり、また、同誌には、「此の欄には国文を草する者の助となるべき和漢英の名文を評釈し漢文英文には訳読上従来の弊を矯むるに足るべき正格の国訓を附したるものを掲ぐ」と記され、古典の名文を多々取り上げる「評釈」欄が置かれてゐたが、その当初の担当は「国文（徒然草一段）」（本居豊穎）、「漢文（論事於宰相書）」（川田剛）、「英文（緒言、寓意一節）」（坪内雄蔵）だった。即ち、

坪内雄蔵自身も『國學院雜誌』に連載原稿を寄せるとともに、草創期の國學院において「英語」を担当してもゐたのである。<sup>④</sup>

また、紙幅の関係上、詳しく述べることはしないが、すでに見て来た国学者たちの経歴からも窺へるやうに、「国学」の知の布置は、哲学館や東京専門学校文学科といふ「文学」畑の私学のみならず、高等師範学校・女子高等師範学校、さらには第一高等学校や明治十七年以来宮内省所轄の官立学校であつた学習院<sup>⑤</sup>、そして当然ながら明治三十六年に内務省所管の官立専門学校となる神宮皇學館（昭和十五年に文部省所管の「神宮皇學館大學」となる）<sup>⑥</sup>などにも広く及んでゐたのである。

## 五 東京帝国大学における「神道講座」の成立

明治維新以降、まづ religion などの訳語として「宗教」が定着していくが、さらに明治三十（四十）年代以降には、東京帝国大学教授の姉崎正治や助教の加藤玄智らによつて導入・形成された西洋由来の「宗教学」や「宗教史」の日本的展開とも相まつて、それまでの仏教（特に浄土真宗）やキリスト教の中にその本質を見る捉へ方―仏教者やキリスト者らがあくまでも〈先進的〉と考へる自己の信仰（教団）を〈規範〉・〈基準〉・〈物差し〉として他者の信仰の程度を測ることで優劣を比較し、「宗教」の〈資格〉を問ふ姿勢―に留まらない、個人の意識、内面における信仰に基づくものとして、或いはより広い社会現象として捉へる新たな「宗教」概念が醸成されていくやうになる。<sup>⑦</sup>

かかる西洋由来の近代的な「宗教」概念の日本的展開と並行して、近代「神道」の位置付けもなされていく。<sup>⑧</sup> そもそも、明

治初年、政府要路や仏教者らの洋行で得られた外国事情の知識を踏まへた「信教自由（信仰の自由）」と「政教分離（国家と宗教の分離）」といふ近代的課題を前提として、政府要人（特に長州閥）に近い島地黙雷ら真宗教団は、神道色の強い薩摩閥が拠点とする教部省の政策に対抗するために「神道非宗教論」を提唱した。これを受容した政府・内務省（明治十年の教部省廃止に伴ひ社寺局設置）は、「神社」（神社祭祀としての神道）を教義に係はることのない「非宗教」と位置付けて他の宗教的神道（教派神道）や仏教教団と区別する行政方針を打ち出し、また他方、神職・国学者側も、政府による根本テーゼ「神社ハ国家ノ宗祀」（明治四年五月十四日の太政官布告）に加へ「非宗教」と見做された自己の信仰（神社神道）が、積極的な意義を持つものとして他の「宗教」とは弁別されたと捉へたことにより（神道の宗教超越論）、いはば三者の〈同床異夢〉によつて成り立つ「神社非宗教論」は明治十年代半ばに確立するのである。

しかし、「宗教」概念の新たな展開に伴ひ、そのバランスも徐々に揺らぎ始め、とりわけ、真宗やキリスト教勢力による神社の「宗教的要素」に対する批判に端を発した「神社対宗教」問題<sup>56</sup>の沸騰によつて、「国家の宗祀」と「宗教性」とのジレンマに陥らざるを得なかつた「神社神道」に対し、積極的な「宗教性」を認めるといふ「揺り戻し」の動きが見られるやうになる。

特に大正期以降には、哲学者や宗教学者によつて「神道」に積極的意味を籠めた「宗教性」を付与する見解が次々と打ち出され、神社界においても帝国大学など高等教育機関における「神道科」や「神道大学」の必要性が叫ばれるやうにもなる。

次に大正二年の『全国神職会会報』から二つの記事を引いて

置きたい。但し、後者は「神社神道」とは区別された「宗教神道」専門の大学を建てるべきといふ意見である。

①「○神道科設置説／近來神道家並に識者間には日本神道の研究は却つて外國人間に盛んにして其見るべきものあるに反し日本神道家並に學者間の研究は聊か熱心を欠くの嫌なきに非ず且つ其研究方針は單に神道の歴史又は理窟の詮議位にて實社會に活用し勢力を扶植する事なきは實に遺憾なりと唱ふる者益々多數となり大に輿論を喚起したる結果にや近來帝大教授間にも帝大内へ神道科を設け研究し面目を改め實社會に活用すべしとの説あるが此際一層有志を糾合し神道科設置説を實現せんとて目下有志等は凝義中なり」<sup>57</sup>

②「（…前略…）神道大学の設立は、此等時代要求に應じて活動すべき、公平無私、而して熱烈なる信仰を有する宗教家を養成し兼ねて世界最高の神学府として、幽冥を探究講明せんとするにあり。（…中略…）神道界施設すべき事柄多しと雖も、就中次の四件を最も必要とす。四件とは何ぞや、曰く神社整理、曰く神道各教派の合同、曰く神社と教會との協力的經營、曰く神道大学の設立是れである。（…中略…）素より國學院大學や神宮皇學館はある、併し是等は宗教神道専門の大學と云ふわけには行かぬ。而して是等大學は、神社神道方面の機關として、其方針に向つて發展し、其養成したる人物は、神社や学校の方面に於て活動するが宜しい。神道大學は此等とは稍其趣を異にし、専門的宗教神道家を養成すると云ふ方針を執らねばならぬ。（…中略…）聞く所によれば帝國大學内にも神道科を新設すると云ふ意見があるそうであるが、併し思ふに縦ひ神道科を

新設せられても、幽冥的研究に於ては駄目であらう。<sup>(35)</sup>

かくて大正九年には、芳賀矢一と井上哲次郎が東京帝国大学の教授会で推進したことを契機として「神道講座」が設置された。それは、『皇国』(『全国神職会会報』を改題)の記事に拠れば、「○神道講座新設。昨年十月官制発表以来頻りに講師の人数中であつた神道講座は漸く来る四月の新学期を卜して東京帝大の文学部中<sup>(マ)</sup>に於ける新課目として設置実現を見る事になった、教授には神道哲学研究者である熊本第五高等学校教授田中義能氏が主任として神道哲学を担当し次に文学博士加藤玄智氏の二氏が講座を分担し外に内務省神社局考証官宮地直一氏も亦講座を分担すべしといふ。即ち左の如し／神祇史 内務省考証官文学士 宮地直一／神道哲学 文学士 田中義能／神道と宗教 文学博士 加藤玄智<sup>(36)</sup>」といふ内容のものであつた。

このうち、田中義能は、「国民道徳論」や「科学的教育学」の延長線上に「神道学」を構成し、加藤玄智は、「宗教学」の立場による宗教発達史的研究といふ観点から「神道」を捉へたといへるが、両者はいづれも東京帝国大学文学部哲学科で井上哲次郎の指導を受けてゐる。<sup>(37)</sup>また、東京帝国大学の「神道講座」開設(大正九年九月)以来、昭和二十一年の廃講に至るまで一貫して関与することになる宮地直一は、その「神道講座」成立までの経緯について、次のやうな捉へ方をしてゐた。<sup>(38)</sup>①明治初年の大学校構想の中心であつた「神道の究明をその重要な要素とする「皇学」は「国漢両学者間の紛争の為」間もなく廃止↓文学部和漢文学科↓文学部附属古典講習科↓文学部国史学科・国文学科↓宮地直一「神祇史」、②大正三年以降、宗教学科↓加藤玄智「神道ノ資料ニヨツテ観タル宗教ノ起源及

発達」↓「神道大綱」↓「神道研究」、③専任助教教授の田中義能、加藤玄智、宮地直一を迎へ、「神道」講座新設(「主として国史学哲学の両方面より之を研鑽」)↓神道研究室設置(「爾来主として国史・国文・倫理・宗教等の各科学士の来つて研鑽する所」)。つまり、①国学(皇学)＝「近代国学」から専門分科した「国史学」「国文学」の流れの神道研究と、②哲学系の学問としての「宗教学」の流れの神道研究を止揚したものとして、③神道講座(神道研究室)が構想され、ここに東京帝国大学における「神道学」が成立したといへる。これはまた、明治後期以降、細分化しつつあつた「近代国学」の総合性の揺り戻し、再統合の営みであり、「神道」研究の統一・拡大志向の現れでもあつた。

一方、大正期までに私学の国学的高等教育機関として確固たる地位を築いて来た國學院大學では、当時「神道」に特化した教育課程の必要性について、どのやうに考へてゐたのか。

大正七年、皇典講究所・國學院大學拡張委員の一人である佐伯有義は、「神祇科ノ設置」と「道義科ノ拡張」を意見として提出し、「神祇崇敬ハ治国ノ要道ニシテ之ニ関スル学科ハ国学ノ中ニ於テ最モ主要ノ一科タリ、然ルニ國學院大學学部ニ国史国文ノ二科アリテ、神祇科ノ設ナキハ甚タ遺憾ナリトス、」と主張したが、結局、戦前の國學院大學の「学部」においては近代的分科としての「神道学科」は成立せず、大正九年に大学令大学に昇格した際にも、学部の専修学科として、従来の国史学科・国文学科に「道義学科」のみを加へ、筆頭に据ゑたのである(但し、昭和二年三月には高等神職養成のために國學院大學附属神職部が設置され、同四年に「神道部」と改称してゐる)。<sup>(39)</sup>

因みに國學院大學教授で学長にも就任した河野省三は、道義

学科の「国民道德」の講義を務め、一方では「神道学」を論じたが、「神学・国学・古学・古道学・神祇道・神教・本教・本学・皇国学」といふやうな名称は名こそ異なれ、又その内容に広狭の差異もあるが、何れも相寄つて神道学の成立過程を示すものであつて、時代相応の神道学を形成しつゝ、あつたもの（…中略…）神道学を広義に解釈するか、若しくは神道乃至国学そのものに対する考へ方如何によつては、神道学は自ら国学乃至皇国学と同心同円の学問とも為り得る<sup>(64)</sup>と述べてをり、総合的学問としての「国学」＝「神道学」ともいふべき認識であつた。

## 六 大正末期～昭和初年の貴族院における「神道学科」論議

大正十五年三月、第五十一回貴族院予算委員第三分科会議において、東京帝国大学における「神道学科」設置の意見をめぐつて、議員と文部大臣の間で問答が展開された<sup>(65)</sup>。これは当時、高等教育機関において「国学」や「神道」をどのやうに捉へ、取扱ふべきかを公の場で議論した稀少な事例といへよう。

まづ、男爵・貴族院議員の千秋季隆（熱田社大宮司家の出身、東京帝大文科卒、学習院教授、皇典講究所理事などを歴任）は、すでに決定済みの東京帝国大学倫理学第二講座増設に事寄せて、「従来東京帝国大学ニ於キマシテ神道ニ関スル講座ガアリマシテ、タシカ三人ノ教授ニ依ツテ研究教授サレテ居ル訳デアリマス、是ハ頗ル有用ナル講座ト考ヘマシテ、唯今皆様ガ御話ニナツタコトノ本ヲ作ルト云フコトデアラウカト思ヒマスガ、然ルニ承ル所ニ依リマス、此神道講座ハゴザイマスケレドモ、学科トシテ独立ノモノニナツテ居リマセヌデ、所謂各学科カラ

神道ノ講座ヲ一ツ聴イテ見ヤウト云フノデ、学生ガ所謂参考位ナ程度ニ於テ聴キニ来ルト云フヤウナ有様デアリマシテ、独立ノ学科デアリマセヌ為ニ、其方ヘ集中シテ沢山ノ学生ヲ集メルト云フコトモ出来マセズ、又教授ノ上ニモ不便ガ多イト云フコトニナツテ居リマス、是等ハ左様ナ不用的ナ学科トセズシテ、独立ノ学科トシテ十分ニ我が国トシテハ、最高学府ニ於テ之ヲ研究指導シナケレバナラヌモノト思フノデアリマス、今回東洋倫理ノ講座ヲ増設セラレタ場合ニ、此辺ニ付テ如何ニ御考ヘニナツテ居リマセウカ、私トシテハ経費ノ都合モ無論アルデアリマセウガ、第一ニ此神道講座ト云フモノハ、独立学科ノ下ニ置カレルヤウニナサレルノガ必要デアラフト思フノデアリマス（…後略…）」と述べ、東京帝国大学に神道「学科」を設け、ここに神道講座を位置付けるべきことを岡田良平文相に求めた。

これに対し、岡田文相は、「大学ニ今回設置イタシマス倫理学ノ講座ハ是ハ主トシテ、東洋倫理ノ講座デアリマシテ、従テ御希望ノ如クニ此我が国ノ所謂国学ト申シマセウカ、其方面ノ講座デハナイノデアリマス、マアドウシテモ、此支那ノ儒教ト云フヤウナモノガ中心ニナルダラウト思フ、ソレトモウ一ツハ此仏教ガ中心ニナルダラウト思フノデアリマスガ、併シ是ヨリモヨリ以上ニ此国学ヲ中心ニスル所ノ講座ト云フモノハ必要デアルト云フコトハ、私モ感じテ居ル次第デアリマスガ、大学ニ講座ヲ設ケル時ニハ如何ナル人ヲ教授ニスルカト云フコトヲ考ヘテ、何時モ講座ヲ設ケルノデアリマスガ、唯今ノ所デハ、此国学ノ講座ヲ設ケテ、此講座ニ当テル適当ナル人ヲ発見スルコトガ出来マセヌノデ、マア今年ノ所ハ止ムヲ得ズ、現ニ適当ナル人ノアル講座ダケヲ設ケルト云フコトニ致シタノデアリマ

ス、併シ将来ハ成ルベク此国学ノ講座モ設ケマシテ、御話ノ通りニ我国固有ノ国民道德ノ研究ヲヤルト云フコトニ付テハ、其必要ヲ感ジテ居ルノデアリマス、又歴史ノ方面ニ於キマシテモ、国民精神ヲ基礎トスル所ノ歴史ノ研究ト云フコトハ、是又甚ダ微々タルモノデアリマスノデ、今回師範学校ニ於キマシテハ、国史ノ時間ナドモ増加イタシテ、主トシテ此国民精神ノ含マレテ居ル所ノ歴史の事実ヲ教授スル積リニナツテ居ルノデアリマス大学ニ於キマシテモ矢張り此意味ノ歴史ノ講座ヲ増設スル必要ガアルデアラウ、是ハ他日ノ議會ニ於テ増設スルコトヲ計画イタシタイト考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス、御趣意ハ全く同ジヤウニ考ヘテ居ル次第デアリマス、」と答弁し、「神道講座」の問題を「国学ヲ中心ニスル所ノ講座」の問題と見做した。この答弁に対し千秋は、「人ガナイカラツイ後廻シニナツタト云フ御話デアリマスガ、ソコハドウモ私ハ人ガアルダラウト思ヒマス」として、「若イ人ヲ土台ニシテ、其老先生ノ幾ラカ病弱ニナツテ居ラレルヤウナ人ノ助ケヤスルト云フヤウナ具合」で「ドン／＼講座ヲ御設ケニナルト云フコトガ必要」と述べてゐる。

しかし他方、貴族院議員の阪本鈺之助は、東洋倫理（儒教倫理）や近世史により王政復古の所以を説くことは必要だが、「神道教育ト仰シヤツテ伊邪那岐、伊邪那美尊ガドウヤラシタカ、天安河原ニ於テドウヤラシタカ云フコトハ私共ノ青年時代デスラ読ムコトヲ欲シナカッタ、アレヲ孔孟ノ教ト並ベテ必要アリトシテ、事々シク大学アタリデ今ノ青年ニ説クト云フコトハ、道德倫理ヲ説クト云ツテモ又例ノ話カト云ツテ睡ムガツテ、寧ロ皇室ノ尊嚴ナドニ付テモ、余リ心ニ映ラナクハナイカト云フコトヲ氣遣ヒマス、之ガ為ニ講座ナドヲ設ケテ麗々シク

御ヤリニナルコトハ、私ハ不賛成デアリマス」と述べ、また、「今ノ時代ノ青年ニ向ツテハ、尚ホ…唯神道学者ガ自カラ修得シタダケノ事柄ヲ説クト云フノデアツテハ、寧ロ勞シテ効ノナイコトニナリハセヌカ、故ニサウ云フヤウナ意味ノ講座ナラバ私ハ賛成セヌ、」と懸念を表明した。千秋は、この阪本の言を「今日ノ文化ニ適スル神道講座ヲ益々盛ンニシテ貫ヒタイト云フ御話」として受け流し、「神道講座、神道学科ト云フヤウナ科ヲ拵ヘテ、独立的ニ大キクシテ、ソコデ学者ヲ養成シマシテ、将来各官国幣社ノ官司等ヲモサウ云フヤウナカラ登用サレテ、モット今日ノ萎靡セル神道界ヲ更ニ盛大ニシテ、以テ国家ニ寄与スルト云フヤウニ致シタイト思フノデアリマスガ、（…中略…）多少年齢ハ故老ト云フヤウナ年デナク、若イ方ニ属スルト申スカ分リマセヌガ、相当ノ年輩ノ博士等ガ三人程其講座ニ従事シテ、分担シテ講義ヲシタラドウカト云フコトデアリマス、（…中略…）ドウカ此事ハ速カニ行ハレルヤウニ御尽力ヲ願ヒマス（…後略…）」と再度の要請を行つた。

これを受けた岡田文相は、「古イ学問タケヤツタ人ハドウモ今日ノ学生ニ適スル教育ヲ施スコトガ難シイノデアリマシテ、新シイ学問ヲシタ人デ、サウシテ此神道ノコトヲ研究シテ居ルト云フヤウナ人デナイト、ドウモ講座ヲ持タシテモ十分効果ガ挙げラレヌカト云フノデ、其意味デ実ハ考慮イタシテ居ルノデアリマス、勿論是ハ本年度ノ講座ノ増設ヲ計画シナイト云フ申訳ニ述ベタノデアリマス、将来ニ於キマシテハ適當ナ人ヲ得ルコトハ決シテ望ナシトハ思ハレヌノデアリマス、成ルベク速ニ其施設ヲシタイト思フノデアリマス」と今後の期待を抱かせる返答をしたため、千秋は最後に念を押してこの議論を終へた。

この貴族院での問答の後、昭和二年には、東京帝国大学の教授会で「神道学科」を独立させる問題が議題となつたが実現せず、その後この話は沙汰止みになつたといふ<sup>66</sup>。つまり、すぐにも取りかかるかのやうに思はせた岡田文相の言とは裏腹に、実行には移されなかつたのであるが、貴族院議員の「神道学科」設置要求は、昭和六年三月四日の貴族院予算委員第三分科会で再度提起された<sup>67</sup>。この際も口火を切つたのは千秋季隆であつた。千秋は、大正十五年での岡田文相の答弁通りに事が進められてゐないことを指摘した上で、「是ハ一ツ神道学科ト云フモノヲ拵ヘテ戴キタイト思フノデアリマス、殊ニ近頃貴族院議員ニナラレタ同僚ナンカノ中ニモ此コトヲ唱導スル人ガ非常ニ多イノデアリマシテ、私前ノコトヲ顧ミテノ是非コレハ文部大臣ノ御監督ノ下ニ於テ、東京帝国大学ノ中ニ神道学科ト云フモノヲ御設立下サルヤウニ御尽力ヲ願ヒタイト思ヒマス、」と述べた。その理由として千秋は、「神道講座」では極く簡易に過ぎること、学科にならないと研究室が得られないために研究材料や学生を集めて十分に研究できないこと（すでに大正十二年に「神道研究室」は設置されてゐるが、恐らく専任教授が置かれず、所属の学生を持たない研究室であることを言つてゐるのであらう）、「泰西」の多くの大学では「神学科」が設置されてゐるのに、帝国大学といふ国費を以て経営する大学に「我国ノ神道ノ学科」といふものが設けられてゐないのは「我国トシテハ非常ニ恥」であり、「我国ノ国民思想ヲ善導スル上ニ於テモ、亦我国ノ国風ノ上カラ云ツテモ必要」であることを挙げてゐる。

しかし田中隆三文相の答弁はしどころといふ他なく、「甚ダ申訳ゴザイマセヌガ、実ハ私ハマダ其問題ヲチョット研

究シテ居リマセヌノデ」、この場で文部省専門学務局長に聴いた上で、「尊イ大切ナ我国ノ国体ニ関聯シテ極メテ大事ナコト」との認識はあるが、「實際問題トシテハ誠ニ其知識ガ乏シイ為」にそれ以上の返答をすることが困難であるため、趣旨を踏まへ、これから急いで考究を進めたいのでしばらく時間が欲しいとのことであつた。この文相にあるまじき体たらくに、千秋も極めて慇懃な言葉遣ひではあるものの、甚だ呆れたかのやうに、その準備不足や問題意識の薄いことを窘め、改めて良く調べて「モウ少シ強イ御答弁ヲ願ヒタク存ジマス」と発言する他なかつた。次いで貴族院議員の大津淳一郎が、千秋の意見に全面的な賛意を示した上で、「伊勢ニ皇學館ハアリマスクレドモ、アレハマダ大学マデノ研究ヲ積マセルノデハナイ、其内部ガドウナツテ居ルカ知レマセヌガ、初メハ國學院ナゾモ其方針デヤッタノデアリマシタガ現在ノ國學院ハナカ／＼サウ云フ深イ研究ヲ積マセテ居ルノデモナイヤウデアリマス、爾来伊勢ノ皇學館ナゾハ確カ内務省ノ管轄デアラウト思ヒマスガ、今ハ矢張り文部ノ管轄デアラウト思ヒマスガ、ア、云フモノガ体系トナツテ大学ノ神道学科ニ這入ツテ、サウシテヤツテ行クト云フヤウニ順序ヲ立テルノガ正当デアルト思フ、」と述べ、我が国において「国教」といふべきものは「教育勅語」即ち「神道」であるとの持論<sup>68</sup>のもと、思想善導のためにも「我が国体学トモ称スベキ此神道学」が必要であり、大学に神道学科があつて学士や博士を輩出するべきことが急務であると主張してゐる。

同月二十二日の予算委員会では、自然科学の理系学部（医学部・理学部）のみで構成される「大阪帝国大学」の創立問題が議論された。もともと大阪の産業界の強い要望によつて提起さ

れたこの構想は、京都帝国大学との距離の近さや総合大学として不十分などの理由から反対の多いものであったが（結局は創立に至る）、千秋も反対を唱へた一人であった。

千秋は、既存の各帝国大学が未完成である中で慎重な審議無く政府が創立案を提出して進めようとしてゐることを批判してゐるが、その際、東京帝国大学における未完成部分を指摘する部分で「神道学科」にも言及してゐる。曰く、「又文学部ナンカニ於テハ私は是ハ過日ノ分科会ニ於テ御尋ヲ致シマシタガ、神道講座ト云フヤウナモノハアリマスガ、神道学科ト云フモノハ成立ツテ居ラナイ現状デアリマス、是ハ我国ニ於テハ神道ト云フモノハ非常ニ必要ナモノデアリマスニ於キマシテハ必ず神学ト云フモノガアル、我国ノ神道ト云フモノハ神学以上ニ大切ナモノデアツテ、帝国大学ニ於テハドウシテモ此神道ニ関スル学科ガナケレバナラス、是サヘ持つテ居ラナイト云フコトハ何デアルカト云ヘバ、詰リ経費ノ関係ヤ何カニ依ツテ居ルノダラウト思フ、其他斯ウ云フコトヲ枚挙イタシマスレバ、帝国大学ト云フモノハ完成シテナイ、啻ニ学部ガ完成セザルノミナラス其内容ハ充実サレテ居ラナイ、」との主張を展開したのである。

しかしながら結局、東京帝国大学に神道学科が設置されることは無かつた（但し、昭和十三年には、宮地直一の専任教授就任と助手一名枠の創設などを内容とする神道講座・神道研究室の拡充がなされた）。なほ、神道講座草創期の田中義能・加藤玄智・宮地直一は、それぞれ皇典講究所もしくは國學院大學においても教鞭を執つてゐる。また、彼ら以外に神道講座の講師となつた者として、東京帝国大学出身の原田敏明（後に神宮皇學館大学教授）と小林健三（前職は内務省神社局嘱託兼國學院

大學講師、後に広島文理科大学教授）、國學院出身の山本信哉と武田祐吉（いづれも後に國學院大學教授）、神宮皇學館及び東京帝国大学選科出身の阪本廣太郎（神宮皇學館教授、神宮禰宜、神宮神部署長を歴任し、内務省神社局考証課長時代に担当）がをり、その他、早稲田出身で東京帝国大学の聴講生となつて主に加藤玄智に学んだ溝口駒造が嘱託になつてゐる。今後、かかる人的配置や各人の活動や思想、「神道」観が、当時から戦後に至るまでの学界や社会にどのやうな影響を与へたのかについての詳しい考察が深められていくべきであらう。

## 七 東洋大学の「神道講座」と京都帝国大学の「神道史講義」

ここでは、大正末期から昭和戦前期における、皇典講究所・國學院大學や神宮皇學館、東京帝国大学「神道講座」以外の「神道」に関する教育課程である、東洋大学の「神道講座」と京都帝国大学における「神道史講義」に触れて置きたい。

哲学館の後身である東洋大学では、「各宗講座」（科外特別講座）として、「真宗講座」、「日蓮宗講座」、「禪宗講座」、「真言宗講座」を行つてゐたが、これらと同様に、大正十五年の創立四十周年記念事業の一環として十一月二十七日に発会した東洋大学神道研究会（会長・中島徳蔵学長）の附属事業（科外特別講座）として、翌十二月七日から「神道講座」（普通講座）が開講され、翌昭和二年五月には、東京都神職会祭祀師範吉村重定、國學院大學教授青戸波江、同大講師大塚承一の三名を祭祀師範に嘱託して、内務省令に則る神社祭祀講座を付設した。

この神道講座は、「本学創立ノ趣旨ニ則リ神道ヲ研究シ我國

体ノ精華ヲ發揮スルヲ以テ目的」とし、「本講座終了者ニシテ中等教員歴史科国語科ノ免許状所有者ハ勅令並ニ内務省令ニ定ムル所ノ奏任待遇或ハ判任待遇ノ神職タル資格ヲ得ル特典アリ」とされてゐた。<sup>(74)</sup>毎週二回二時間づつ開講して、学神祭、講演会、講習会、地方巡回講演、会誌発行、祭式講習などの事業を随時行ふものとされ、昭和十二年当時の講座科目と講師は、「神道概論」(田中義能)、「祝詞講義」(神祇史)(神崎一作)、「日本書紀講義」(神社本祇)(田中治吾平)、「明治以後の神道」(溝口駒造)で、昭和十二年までに百三十七名の修了生を出した。

このやうに、東洋大学では、先述した哲学館出発当初の副科としての儒学・仏学・国学といふ特色あるカリキュラムの伝統が大正末期・昭和初期においても意識され、実践的な各宗講座や「神道」講座といふ形で継承されたと見ることができよう。

また、京都帝国大学文学部史学科(国史科)では、昭和八年より京都府神職会の寄附による「神道史講義」が開始された。<sup>(75)</sup>

この「神道史講義」は、「神祇史(日本神祇史)」「(宮地直一)」「有職故実」「祭祀の研究」「有職故実と時代」「出雲路通次郎」(日本古代宗教)(原田敏明)、「神道研究」(宇野圓空)、「民間信仰と慣習」(柳田國男)、「神事の研究」(赤松智城)、「日本神道史」(清原貞雄)、「神道と民間信仰」(折口信夫)、「神道史」(村岡典嗣)が講ぜられた。なほ、これを機縁に神道史研究会が組織され、公開講演会や神道資料展観を開催してゐる。<sup>(76)</sup>

その創設事情について、全国神職会の当時の機関誌『皇国時報』には、「京都府神職会は去月(引用者註・昭和七年六月)十七日から十九日に至る三日間本部に於て代議員会を開催し各支部総代その他二十四名会合し、予算案の審議と決算の承認を

行ひ、次の様な京都府諮問案を審議し、横山(引用者註・助成)知事も出席し幹部に於て整理答申するところがあつた。／京都府諮問案(…中略…)六、京大に神祇講座の新設／等があつたが、最後の神祇講座新設の件は昨年度の評議員会で決定してゐる為め、本年度はその実現に希望を置いて経費の寄附に関する具体案に入つたのであるが、京都帝大文学部に於て新講座を特設することは文部省の予算に俟つべき事であるので神職会側では臨時のものとして実現を希望してゐるもの、如く若しこの講座の実現を見且つ将来一講座となり得る場合には講座の基金をも神職会が作らうといふまでの熱心なる議論があり神職会としては重要な決議として着々歩を進め様としてゐる。<sup>(78)</sup>と記されてをり、京都府の神社界の強い要望であつたことが判る。

また、神社界の雑誌『神道』には、「京都府神職会では、予てより東大に田中義能博士の神道講座あるに拘はらず。京大には仏教学講座はあつても神道講座はなく。学生中にも研究希望者もあり殊に現下の情勢から見ても、我国体の研究は、一日も忽にすべきでないといふ見地から。京大に講座の寄附を申出たるが、京大にては直ちに実現するは困難なれど、追つて講座を設くる旨正式に通知来りしゆえ不取敢向ふ三ヶ年の研究費として金五千円を京大に寄附したりと。」(ルビは除く)とある。

「神道史講義」といふ名称から見れば、国史学の一分科の位置付けといふ面が強いやうに思はれるが、その学外から訪れる錚々たる講師陣(遠方者は集中講義)のアプローチを考へると、国史学的な神道史(神祇史)の観点のみならず、京都といふ土地柄もあつて、日本の伝統的学問としての有職故実が重視されてゐるとともに、宗教学、民俗学、人類学(民族学)、思想史

など、実に多彩な観点から行はれたものと考へられる。この構想の前提には、京都帝国大学国史学講座一期生で内田銀蔵や三浦周行の薫陶を受け、当時国史研究室を担つてゐた西田直二郎（大阪府立第五中学校在学時の同級に國學院大學教授となつた折口信夫・武田祐吉・岩橋小彌太がある）の「日本文化史学」を基盤とする学問風土が京大國史学にあつたものと見られる<sup>⑧</sup>。

## 八 むすび―本稿の成果と今後の課題―

ここまで、甚だ断片的な素描ではあるものの、いくつかのトピックを繋ぎ合はせることによつて、明治期から昭和初年にかけての高等教育機関における「国学」と「神道」の位置付けを探つてきた。無論、歴史研究として雑駁かつ強引な論旨となることは承知の上だが、本稿では、あへて長いスパンの中で複数の高等教育機関を取り上げ、比較材料の洗ひ出しに努めた。

本稿を結ぶに当たつて、東京帝国大学、京都帝国大学、國學院大學といふ三者における「国学」と「神道」の位置付けの歴史的特質を抽出し、聊か整理すると、次のやうにならう。

①東京帝国大学Ⅱ明治期における「近代国学」の分科／再統合過程による近代的學術（国文学・国語学・国史学・日本法制史）の形成から、大正期以降における「宗教性」の加味された「神道」の浮上・再発見（「神道学」の形成）へ。

②京都帝国大学Ⅱ大学草創期である明治後期における総合的学問「近代国学」の非受容から、昭和戦前期における「日本文化史学」を受け入れ基盤とする「神道」研究の導入へ。

③國學院大學Ⅱ総合的学問「国学」（神社神道を基盤とする国

史・国文・国法+a）の一貫的継続とその範囲内における新潮流（国民道徳論や宗教学など西洋由来の哲学系学問及び両者の影響を受けた「神道学」の導入・吸収（国学化）。

この他、本稿では、近代の中等教員養成（特に文系科目）における私学の役割を開拓した東京専門学校（早稲田大学）・哲学館（東洋大学）・國學院（國學院大學）の相互関係について、これまでその極めて地味な役割のために等閑視されてきた「国学者」といふ媒介項の存在を中心に検討を加へた。そして、少なくとも明治期においては、日本の伝統的学問（国語国文・国史等）を教授する教員の供給源として、皇学所・大学校（東京大学文学部（帝国大学文科大学）附属古典講習科、和文学科（国文学科）における教員とその出身者、及び皇典講究所における教員とその出身者が合流した國學院や近代の国学が担つてゐた人材供給の役割が、存外に大きかつたことが判明した（無論、今後は大正期以降の展開、変化も押さへる必要がある）。

しかし、明治三十年前後における國學院国庫補助の建議に関する論議や大正末期／昭和初年の貴族院における「神道学科」論議を見る限り、近代日本国家・政府にとつて、「国学」や「神道」は、ともに高等教育現場の〈主流〉に位置付けられるほど重視されるシロモノには到底成り得なかつたといへる。一般的に、官民において「国学」や「神道」が俄然注目されるやうになるのは、本稿で取り扱つた時期以降の昭和十年代（「国体明徴」以降）における教学刷新評議会や日本諸学振興委員会<sup>⑨</sup>などにおいてであるといふ印象があらう。今後、かかる「非常時」における「国学」や「神道」の位置付けについても、学際的なアプローチから詳しく解明されなくてはならない。

## 註

(1) 天野郁夫「講演 伝統と近代―明治期日本の高等教育―」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四七号、平成二十二年) 三六六頁。以下の天野の見解は同講演に拠る。同講演は、明治聖徳記念学会主催・國學院大學研究開発推進センター共催公開シンポジウム「近代日本の教育と伝統文化」(平成二十二年六月十二日、於明治神宮参集殿)におけるものである。なほ、同シンポジウムは、講演者・天野郁夫(東京大学名誉教授)、発題者・齊藤智朗(國學院大學研究開発推進機構准教授) 発題一「明治日本の教育と国学」、発題者・藤田大誠(國學院大學人間開発学部准教授) 発題二「近代日本の教育勅語観と神道・国学」、コメントーター・高橋陽一(武蔵野美術大学造形学部教授)、司会・三宅守常(日本大学医学部准教授) といふメンバーで開催された。

(2) 「討議 近代日本の教育と伝統文化」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四七号、平成二十二年) 四二四―四三〇頁での高橋陽一のコメント。  
 (3) 本稿でいふ日本の伝統的「教養」(日本的教養) とは、筒井清忠「日本型「教養」の運命―歴史社会学的考察―」(岩波現代文庫、平成二十一年) 一三七頁でいふ「近代以前の日本の教養」とされてきたものを、近代日本の高等教育機関においていかに継承して行くのかといふ営みのことであり、通常連想される「修養主義」から展開した「(大正) 教養主義」に基づく「旧制高校の教養」の謂ひではなく、また、マルクス主義的教養の機能的代替とされる「日本主義的教養」とも異なる。これらの「教養」については、筒井の前掲書の他、竹内洋『学歴貴族の栄光と挫折―中央公論新社、平成十一年』、同『教養主義の没落―変わりゆくエリート学生文化―』(中公新書、

平成十五年)、高田理恵子『文学部をめぐる病い―教養主義・ナチス・旧制高校―』(ちくま文庫、平成十八年)、竹内洋・佐藤卓己編『日本主義的教養の時代―大学批判の古層―』(柏書房、平成十八年)などを参照。因みに、西堀一三『日本の教養の伝統について』(文部省教学局、昭和十八年)は「教学叢書第十三輯」として刊行された小冊子であるが、戦時下における「日本の教養」論として、十分検討に値する内容を含む。同書はそれを「和敬」の精神や「全体的調和」、「思ひ合ふ」心に求め、三四頁には、「かく大和の相に於いて、美はしき風土と国情との中に古き伝統を新しく生かしつゝ、陶冶せられて来た日本国民の教養は、万国に宗たる光り輝く国体の根基とともに和やかにして道正しく剛健にして簡素なるきびしい修練の道に於いて、お互ひがお互ひを思ひ合ひ敬し合ふ生活に於いて名もなきもろくの国民の一人一人の中にいたるまで自づと育まれて来てゐるのである。」と記してゐる。

(4) 佐藤能丸は、「大学」の歴史に関する総合的な研究としての「大学文化史学」を提唱してゐる(佐藤能丸『大学文化史―理念・学生・街―』芙蓉書房出版、平成十五年)。また、同『近代日本と早稲田大学』(早稲田大学出版部、平成三年)、同『異彩の学者山脈―大学文化史学試論―』(芙蓉書房出版、平成九年)も参照。

(5) 天野郁夫には、『学歴の社会史―教育と日本の近代―』(平凡社ライブラリー、平成十七年)、『教育と選抜の社会史』(ちくま学芸文庫、平成十八年)、『増補 試験の社会史―近代日本の試験・教育・社会―』(平凡社ライブラリー、平成十九年)などの近代日本教育に関する歴史社会学的研究の名著があるが、『近代日本高等教育研究』(玉川大学出版部、平成元年)、『旧制専門学校論』(玉川大学出版部、平成四年)、『大学の誕生(上)―帝国大学の時代―』(大学の誕生(下)

「大学への挑戦」(いづれも中公新書、平成二十二年)なども高等教育機関を対象とした教育社会学からの「社会史」的研究の白眉と言つて差支へない。

(6) 林淳「近代日本における仏教学と宗教学——大学制度の問題として——」(『宗教研究』第三三三号、平成十四年)、同「宗教系大学と宗教学」(『季刊日本思想史』第七二号、平成二十年)、同「宗教的学知の形成——仏教学を例に——」(『日本思想史学』第四三三号、平成二十三年)。

(7) 『東京大学帝国大学学術大観 総説 文学部』(東京帝国大学、昭和十七年) 第九章「印度哲学梵文学科」(一) 印度哲学、三三九—三五二頁、拙稿「神道史からみた近代仏教」(『近代仏教』第一八号、平成二十三年)を参照。

(8) 鈴木範久「明治宗教思潮の研究——宗教学事始——」(東京大学出版会、昭和五十四年)、田丸徳善編『日本の宗教学説』『日本の宗教学説2』(東京大学宗教研究室、昭和五十七、六十年)、山口輝臣「明治国家と宗教」(東京大学出版会、平成十一年)、磯前順一「近代日本の宗教言説とその系譜——宗教・国家・神道——」(岩波書店、平成十五年)、末本文美士「近代日本と仏教——近代日本の思想再考Ⅱ——」(トランスビュー、平成十六年)、深澤英隆『啓蒙と靈性——近代宗教言説の生成と変容——』(岩波書店、平成十八年)、峰島旭雄「高等教育における「宗教」の問題——坪内逍遙の事例を手がかりとして——」(『近代高等教育の成立——日本と欧米——』早稲田大学社会科学研究所、平成三年)、谷脇由季子「真宗大谷大学に見る宗派的価値と西洋的大学観をめぐる相克——仏教系私学における大学・学問観の変遷の一樣相として——」(『大学史研究』第一二二号、平成八年)、大西薫「日本近代仏教学の起源」(『日本仏教学会年報』第六六号、平成十二年)、磯前順一「日本の宗教学」再考——学説史から学問史へ——(『季刊日本思想

史学』第七二号、平成二十年)などを参照。

(9) 最近の研究成果として、教育史学会編『教育史研究の最前線』(日本図書センター、平成十九年) 第一章「公教育と宗教」、第一節「日本の政教関係と教育」(高橋陽一)、第二節「植民地における「公教育」と宗教」(駒込武)、「シンポジウム・戦後史における(価値教育)——宗教教育・道德教育の過去と現在——」(『教育史学会紀要 日本教育史学』第五二集、平成二十一年)、特集「近代日本の教育と伝統文化」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四七号、平成二十二年) 所収の諸論文、(特集「宗教の教育と伝承」)(『宗教研究』第三六九号、平成二十三年) 所収の諸論文などが挙げられる。また、本稿註(8)に挙げた諸研究の他、赤澤史朗「近代日本の思想動員と宗教統制」(校倉書房、昭和六十年)、羽賀祥二「明治維新と宗教」(筑摩書房、平成六年)、新田均「近代政教関係の基礎的研究」(大明堂、平成九年)、小川原正道「大教院の研究」(慶應義塾大学出版会、平成十六年)、桂島宣弘「幕末民衆思想の研究——幕末国学と民衆宗教——」(増補改訂版)(『文理閣、平成十七年)、齊藤智朗「井上毅と宗教——明治国家形成と世俗主義——」(弘文堂、平成十八年)、谷川穰「明治前期の教育・教化・仏教」(思文閣出版、平成二十年)、畔上直樹「村の鎮守」と戦前日本——「国家神道」の地域社会史——(有志舎、平成二十二年)、島蘭進「国家神道と日本人」(岩波書店、平成二十二年)などがある。

(10) 阪本是丸「国家神道形成過程の研究」(岩波書店、平成六年)、同「近世・近代神道論考」(弘文堂、平成十九年)を参照。

(11) 無論近年、井上寛司「日本の神社と「神道」」(校倉書房、平成十八年)や同「神道」の虚像と実像」(講談社現代新書、平成二十三年)が「神道」自然発生的な日本固有の民族的宗教」説を盛んに批判し、末本文美士「日本宗教史」(岩波新書、平成十八年)が「神仏習合こ

- そ、日本の宗教のもつとも（古層）に属する形態」などと盛んに主張する向きがあることは承知の上である。しかし、早くから堀一郎「精神的風土と日本宗教の型」（堀一郎編『日本の宗教』大明堂、昭和六十年）において、「日本宗教」なるものの存立根拠として潜在的主体性、即ち「神道の原理」をみる見方や、「広義の「神道」の概念に包括しうるような日本の潜在意志の根強い継承」といふ観点が提示されてゐるやうに、論者が如何なる「宗教」概念を採用し、どのやうに「神道」の語義変遷を捉へようとも、（日本の基層信仰）として「神道」を捉へることにさしたる問題があるとは思はれない。
- (12) 倉澤剛『教育令の研究』（講談社、昭和五十年）、大久保利謙『明治維新と教育』（吉川弘文館、昭和六十二年）、井上久雄『増補 学制論考』（風間書房、平成三年）、阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、平成五年）、熊澤恵理子『幕末維新期における教育の近代化に関する研究』（風間書房、平成十九年）、拙著『近代国学的研究』（弘文堂、平成十九年）、島蘭進・磯前順一編『東京帝国大学神道研究室旧蔵書 目録および解説』（東京堂出版、平成八年）、『東京大学百年史（昭和五十九〜六十二年）』、『國學院大學八十五年史』（昭和四十五年）、『創立九十年再興十年 皇學館大學史』（昭和四十七年）などを参照。
- (13) 谷本宗生『大学史・高等教育史研究の課題と展望』（『日本教育史研究』第二一号、平成十四年）を参照。
- (14) 前掲、大久保利謙『明治維新と教育』、前掲、阪本是丸『明治維新と国学者』、前掲、熊澤恵理子『幕末維新期における教育の近代化に関する研究』を参照。
- (15) 前掲、拙著『近代国学的研究』第四章「明治期の祭政一致論・国民教導と祭教学分離―主斎神の変遷と皇典講究所の創立―」を参照。
- (16) 前掲、拙著『近代国学的研究』第五章「近代国学と高等教育機関―東京大学文学部附属古典講習科の設置と展開―」を参照。
- (17) 「講座制」については、寺崎昌男『増補版 日本における大学自治制度の成立』（評論社、平成十二年）補篇二「講座制」の歴史的研究序説―その導入に関する考察―、同『東京大学の歴史―大学制度の先駆け―』（講談社学術文庫、平成十九年）八八―九八頁を参照。
- (18) 前掲、拙著『近代国学的研究』第七章「近代における国学の展開と神道学の成立―国学の細分化過程と学問の再編成―」を参照。
- (19) 拙稿「近代国学と日本法制史」（『國學院大學紀要』第五〇巻、平成二十四年）を参照。
- (20) 『京都帝国大学史』（京都帝国大学、昭和十八年）一八三―一九〇頁、『京都大学百年史』部局史編1（財団法人京都大学後援会、平成九年）三〇九―三二三頁。
- (21) 京都大学文学部蔵『木下広次関係資料』木下広次宛池邊義象書簡（明治三十六年四月二十八日付）。
- (22) 『京都帝国大学文学部三十周年史』（京都帝国大学文学部、昭和十年）三一、三二頁。
- (23) 京都大学文学部蔵『木下広次関係資料』木下広次宛池邊義象書簡（明治三十九年三月六日付、明治四十年四月六日付）。
- (24) 前掲、『京都帝国大学文学部三十周年史』、前掲、『京都大学七十年史』を参照。
- (25) 『皇典講究所五十年史』（皇典講究所、昭和七年）二〇二、二〇三頁、前掲、『國學院大學八十五年史』二五一―二六七頁、『國學院大學八十五年史 史料篇』（國學院大學、昭和五十四年）二九七―三二三頁、『國學院大學百年史』上巻（学校法人國學院大學、平成六年）二九〇―三〇四頁。
- (26) 『第九回帝国議會衆議院議事速記録』第三十二号（内閣官報局、明

- 治二十九年三月八日）四八六頁。
- (27) 『第九回帝国議会貴族院議事速記録』第四十三号（内閣官報局、明治二十九年三月二十六日）六五九頁。
- (28) 国立公文書館所蔵『公文類聚』卷三十二・帝国議會「貴衆両院建議國學院保護ノ件」。この史料は國學院大學の校史には紹介されていない。
- (29) 前掲、『國學院大學八十五年史』二五七、二五八頁。
- (30) 前掲、『國學院大學百年史』上巻、三〇三、三〇四頁。
- (31) 『第十回帝国議会衆議院議事速記録』第十三号（内閣官報局、明治三十年二月二十五日）一七七頁、『第十三回帝国議会衆議院議事速記録』第四十号（印刷局、明治三十二年三月三日）六一九、六二〇頁。
- (32) 『第十三回帝国議会貴族院議事速記録』第三十六号（印刷局、明治三十二年三月一日）五六五頁。
- (33) 『第十三回帝国議会貴族院議事速記録』第三十八号（印刷局、明治三十二年三月三日）六〇一、六〇二頁。
- (34) 『第十三回帝国議会貴族院議事速記録』第三十九号（印刷局、明治三十二年三月四日）六一一、六一四頁、『第十三回帝国議会貴族院議事速記録』第四十号（印刷局、明治三十二年三月五日）六二六頁。
- (35) 白田卯一郎『最近学校評論』（秋霜館、明治三十九年）一五六、一五八頁。
- (36) 『明治國學概観』の広告（『國學院雜誌』第一三卷第三号、明治四十年）には、「この概観は明治の国学といふ高山に対して剛健なる先達たらしめむことを期するものなり。内容は過去四十年間における道德界（石川岩吉執筆）神道界（河野省三執筆）国史学界（櫻木章執筆）国文学界（堀江秀雄執筆）国語学界（高橋龍雄執筆）歌学界（彌富濱雄執筆）の概観を叙述したるものにして神道界概観は新に執筆し、他は國學院雜誌上に連載せるものに一大増補を加へたるものなり。」
- とあつた。
- (37) 拙稿「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」（『國學院大學 校史・學術資産研究』第一号、平成二十一年）を参照。
- (38) 橋本鉦市「明治・大正期における文学部卒業生の社会的配分と役割」（『大学史研究』第一二二号、平成八年）。
- (39) 船寄俊雄・無試験検定研究会編『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』（学文社、平成十七年）三七―四五頁。公私立の中で最も早く、明治三十二年七月七日に私立東京専門学校文学部（免許教科Ⅱ修身・教育・英語・国語及漢文・歴史・地誌・地文）、同月十日に私立哲学館教育部（免許教科Ⅱ修身・教育・漢文）、同月二十七日に私立國學院師範部（免許教科Ⅱ日本歴史・国語）が無試験検定許可学校となつてゐるが、当該制度の背景には、前年より、この三校を中心とする東京府下の私学が、文部省に対し中等教員無試験検定付与の特権を要求する運動を展開してゐたことがある。因みに、早稲田大学・東洋大学・國學院大學・日本大学・東京物理学校（戦後、東京理科大学）など私学の無試験検定については、豊田徳子の「戦前期日本の私学における無試験検定による中等教員養成の研究―國學院大學を事例として―」（『大倉山論集』第五一輯、平成十七年）をはじめとする諸論考がある。
- (40) 『我が國學院大學』（國學院大學、昭和十五年）「卒業者現況」四六頁。
- (41) 例へば「昭和十三年十月一日現在 府県別職業別 院友名簿」（財団法人國學院大學院友会、昭和十三年）を見て、大学・専門学校をはじめ、師範学校・中学校・女学校・女子実業学校・青年学校・小学校に至るまで、高等教育・中等教育・師範教育・初等教育の学校にそれぞれ多数教員を輩出してゐることが判る。
- (42) 『国史大辞典』第五卷（吉川弘文館、昭和五十九年）「こくがく 国学」

六二〇、六二二頁。

- (43) 『井上円了の教育理念』（東洋大学、昭和六十二年）三七頁、『東洋大学創立五十年史』（東洋大学、昭和十二年）二四頁。なほ、松本愛重には、『国学』（哲学館、明治二十一年）をはじめ、『日本歴史』や『日本美術史講義』などの哲学館講義録があり、また、哲学館の出版部門である哲学書院からも『標注徒然草校本』（明治二十三年）を刊行してゐる。

- (44) 前掲、『東洋大学創立五十年史』二六〇、二六五、二七二頁。なほ、小中村清矩の日記を繙くと、哲学館での講義についてやその創立者である井上円了と交流する記事が度々出て来る（大沼宜規編著『小中村清矩日記』汲古書院、平成二十二年を参照）。

- (45) 『早稲田大学百年史』第一巻（早稲田大学、昭和五十三年）六五〇、六五七、六五九、六六〇頁。

- (46) 『半世紀の早稲田』（早稲田大学出版部、昭和七年）一一二、一二三頁。
- (47) 浅見淵『史伝早稲田文学』（新潮社、昭和四十九年）一七、一八頁。

- そもそも、早稲田大学七十五周年記念出版委員会編『日本の近代文藝と早稲田大学』（早稲田大学、昭和三十二年）においても、東京専門学校文学科初期の国学者には全く触れられてゐない。

- (48) 拙稿「明治二十年代における皇典講究所・國學院の出版活動——『日本文学』『國文学』『皇典講究所講演』総目録解題——」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年）を参照。

- (49) 前掲、『國學院大學百年史』上巻、一六〇、一六一頁。

- (50) 例へば、『高等師範学校一覽 自明治三十一年四月至明治三十二年』には、「国語」を担当する教授として萩野由之（兼女子高等師範学校教授）と畠山健、講師として芳賀矢一（第一高等學校教授）の名が見え、『東京高等師範学校一覽 自明治三十五年四月至明治

三十六年三月』には、教授の萩野・畠山とともに、講師として三矢重松（國學院一期生、明治三十四年に國學院講師）の名がある。三矢は大正七年に東京高等師範学校教授となるが同九年に辞し、同十年に國學院大學の専任教授となる（『三矢重松先生伝』三矢重松先生記念会、昭和十一年、八頁）。また、津和野派国学者の福羽美静が明治十三・十四年に東京女子師範学校校長となつてゐたやうに、その後身に当たる女子高等師範学校（東京女子高等師範学校）には、本居豊穎や萩野由之、萩野仲三郎、関根直正らの國學院縁の国学者たちが講じてゐる（『東京女子高等師範学校六十年史』東京女子高等師範学校、昭和九年を参照）。

- (51) 『第一高等中学校一覽 自明治二十二年至明治二十三年』には、国文学系の「教諭」として、久米幹文（元古典科准講師、國學院講師）、高津鉄三郎（帝国大学文科大学和文学科卒業生、國學院講師）と小中村義象（小中村清矩の養子、後に旧姓の池邊に復す。古典科卒業生、國學院講師）がをり、「国文」（高津のみ「史学」も）を担当してゐる。

また、『第一高等學校六十年史』（第一高等學校、昭和十四年）九六頁―九九頁には、明治二十四年四月二十二日に鹿児島高等中学造士館から第一高等中学校に国文学科の教授方法等の詳細について問ひ合せがあつたため、第一高等中学校は回答として自校の「国文教授」の概略を示した。その受持は、予科三級から一級が高津鉄三郎と落合直文、本科一・二年生は久米幹文と小中村義象であつた。それぞれ彼らの著作などをテキストとしてゐる。同校は、明治二十七年の「高等學校令」により高等教育機関化し第一高等學校となるが、『第一高等學校一覽 自明治二十七年至明治二十八年』には、国文学科主任の教授として小中村義象の名が記されてゐる。

- (52) 明治二十二年の「学習院官制」制定後、同二十四年においては、教

- 授として物集高見（帝国大学文科大学教授、國學院講師）、助教授として椿時中といふ国学者の名が見える（『学習院百年史』第一編（学校法人学習院、昭和五十六年、二五四頁）。その他、明治四十一年に井上頼圀（皇典講究所教授、國學院講師）が教授となつてゐる（『井上頼圀翁小伝』田邊勝哉、大正十年、二五頁）。
- (53) 国学者や國學院関係者との繋がり的事例は枚挙に暇がないが、『神宮皇學館五十年史』（神宮皇學館、昭和七年）第七章「旧職員在職年表」でかなりの部分は確認出来る。
- (54) 前掲、山口輝臣『明治国家と宗教』を参照。
- (55) 以下の記述は、前掲、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、前掲、同『近世・近代神道論考』、前掲、拙著『近代国学の研究』を参照。
- (56) 加藤玄智編『神社对宗教』（財団法人明治聖徳記念学会、大正十年）を参照。
- (57) 「○神道科設置説」〔全国神職会会報〕第一七一号、大正二年。
- (58) 中島固成『神道大学設立論』〔全国神職会会報〕第一七二号、大正二年。
- (59) 「○神道講座開設」〔皇国〕第二七〇号、大正十年。
- (60) 前掲、島蘭進・磯前順一編『東京帝国大学神道研究室旧蔵書 目録および解説』を参照。
- (61) 遠藤潤『文学部神道講座の歴史的変遷』（『東京大学史紀要』第一三三号、平成七年、後に前掲、島蘭進・磯前順一編『東京帝国大学神道研究室旧蔵書』に加筆・修正して収録）。
- (62) 宮地直一「神道」〔前掲、『東京帝国大学学術大観 総説 文学部』〕。
- (63) 前掲、『國學院大學百年史』上巻（学校法人國學院大學、平成六年）五一―五頁以下、阪本是丸「國學院の学問を貫徹するもの」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第二号、平成二十年）、拙稿「近代国学における「神道」と「道徳」に関する覚書―皇典講究所・國學院の展開を中心に―」（『國學院大學 校史・学術資産研究』第二号、平成二十二年）を参照。
- (64) 河野省三『神道學序説』（井田書店、昭和十五年）一二頁以下。
- (65) 以下の記述は、『第五十一回帝國議會貴族院予算委員第三分科会（内務省文部省）議事速記録』第三号（貴族院事務局、大正十五年三月二十四日発行）八一―一〇頁、また、「附 神祇講座二問スル質問貴族院予算委員第三分科會議事速記録 大正十五年三月十九日」（『皇国』第三二八号、大正十五年）も参照。
- (66) 『東京大学百年史』部局史一（東京大学、昭和六十一年）四二九頁。
- (67) 以下の問答については、『第五十九回帝國議會貴族院予算委員第三分科会（内務省文部省）議事速記録』第一号（昭和六年三月七日発行）三一―三三頁に拠る。その要約は「帝國議會に於ける神社問題―貴族院に現はれた神社中心の問答録―」（『國學院雜誌』第三七巻第五号、昭和六年）に掲載されてゐる。
- (68) 大津淳一郎『大日本憲政史』第九卷（宝文館、昭和三年）三二〇頁、拙稿「国家神道体制成立以降の祭政一致論―神祇特別官衙設置運動をめぐる―」（阪本是丸編『国家神道再考―祭政一致国家の形成と展開―』弘文堂、平成十八年）三五九、三六〇頁を参照。
- (69) 廣重徹『科学の社会史―近代日本の科学体制―』（中央公論社、昭和四十八年）一八一頁。
- (70) 『第五十九回帝國議會貴族院予算委員會議事速記録』第十六号（貴族院事務局、昭和六年四月四日発行）三一―三三頁。
- (71) 前掲、『國學院大學百年史』上巻を参照。
- (72) 前掲、遠藤潤『文学部神道講座の歴史的変遷』、『神道人名辞典』（神社新報社、平成三年改訂版）を参照。
- (73) 『東洋大学創立五十年史』（東洋大学、昭和十二年）三二七、三二八頁。

(74) 『東洋大学百年史 資料編Ⅰ・下』(東洋大学、平成元年)二四四頁。  
以下の記述も同様。

(75) 前掲、『京都帝国大学史』六九一―六九三頁、前掲、『京都帝国大学  
文学部三十年史』一〇八頁。

(76) 府社下御霊神社社司出雲路通次郎の遺稿や講演録を収録した『神祇  
と祭祀』『大禮と朝儀』(いずれも桜橋書院、昭和十七年)の「凡例」(編  
者の出雲路敬豊・敬和)には「京都帝国大学等に於ける講義要旨」  
をも校訂の参照とした旨が記されてゐる。

(77) 例へば、『昭和十二年十一月廿、廿一、廿二日 於 京都帝国大学  
文学部陳列館 第二回神道史資料展観目録』(京都帝国大学文学部国  
史研究室)を参照。

(78) 「京都府神職会開催さる 神祇講座特設を京大に要望」(皇国事報  
第四六〇号、昭和七年七月一日発行)。

(79) 「○京大に神道講座」(『神道』第二五六号、昭和八年)「彙報」。

(80) 林淳「文化史学と民俗学」(『柳田国男研究論集』第四号、平成十七年)  
を参照。

(81) 駒込武・川村肇・奈須恵子編『戦時下学問の統制と動員―日本諸学  
振興委員会の研究』(東京大学出版会、平成二十三年)第二章「教学  
局と日本諸学振興委員会」(高橋陽一)を参照。

附記 本稿は、教育史学会第五十五回大会研究発表(於 京都大学 平  
成二十三年十月二日)の内容をもとに作成した。また、平成二十三年度  
科学研究費補助金・基盤研究(C)「帝都東京における神社境内と「公共  
空間」に関する基礎的研究」(研究課題番号・二二五二〇〇六三、研究代  
表者・藤田大誠)における研究成果の一部でもある。

(ふちた ひろまさ・國學院大學人間開発学部健康体育学科准教授)